

【令和元年度 合同点検一覧表】

★栗井小学校(実施日:令和元年7月12日)

危険箇所		路線名		内容	対策案
①	栗井町3055-2付近	県道	栗井観音寺線	白線またはグリーンベルトの設置 通学路であることを示す看板等の設置	道路幅員を狭く見せるために外側線を内側に寄せて再塗装する、又はグリーンベルトの設置を検討する。 通学路のイメージハンプの設置を検討する。
②	栗井町1824-1付近	県道	栗井観音寺線	交差点内のカラー化	カラー化の要件を満たさないため、不可。
③	栗井町2767-3付近	市道	栗井駅南線	一時停止規制	一時停止は必要ないため、不可。 停止指導線及び「スピード落とせ」の表示の塗り直しを検討する。
④	栗井町1516付近	県道	栗井観音寺線	見通しの改善または、速度に気を付ける ような標識等の設置	「横断歩道あり」の◇マークの塗り直しをする。 通学路の文マークの塗り直しをする。 交通安全啓発看板の設置を検討する。
⑤	栗井町2284-8付近	市道	上野山越線	「通学路」等、車に減速を促す標識等の 設置	自治会要望提出後、視覚的に道路幅員を狭く見せるように、片側外側 線の設置を検討する。
⑥	栗井町2094付近	市道	上野山越線	車と歩行者を分ける白線(外側線)の設 置 ストップマークの修繕	上記対策案の延長で、片側外側線の設置を検討する。 ストップマークの配布対応を行う。
⑦	栗井町2453-1付近	市道	栗井駅南線	横断歩道または、緑のゾーンの設置	横断歩道設置の要件である横断者が待つ滞留場所がないため、設置 不可。 交差点マーク(Tマーク)の設置を検討する。また、外側線については自 治会要望提出後、検討する。 ストップマーク等を設置する場合は、後方から車両が来ない安全な場所 に設置するよりに周知する。
⑧	栗井町1176-6付近	県道	栗井観音寺線	歩道、グリーンベルトの設置	過去に道路拡張(歩道整備)の計画があったが、その当時に地元の協 力が得られなかった部分があり、現在がその状況である。歩道整備に 向けて時間はかかるだろうが、長期的に検討していく。 グリーンベルトの設置は不可。
⑨	栗井町1063付近	市道	丸井原線	押しボタン式信号機の設置 通学路であることを示す看板等の設置	押しボタン式信号機の設置は、既に近くに信号機があり、設置要件を満 たさないため不可。横断歩道と一時停止の「生まれ」の塗り直しをする。 交通安全啓発看板の設置を検討する。
⑩	栗井町871付近	国道	377号線	横断歩道の設置 「通学路」等児童の存在を意識させる標 識等の設置	近隣に信号交差点及び横断歩道があるため、見通しの悪い交差点に 横断歩道を設置するのは安全対策上そぐわないことから、横断歩道設 置は不可。 子どもの安全のためにも信号機のある交差点まで回り、横断してもら うよう周知する。また、信号が変わったことを確認しても、必ず車両が来て いないか安全確認をした後、横断するよう周知する。

【令和元年度 合同点検一覧表】

★観音寺中学校(実施日: 令和元年8月22日)

危険箇所		路線名		内容	対策案
①	八幡町2丁目26付近	市道	染川橋観中室本線	交差点内に、ブルーゾーン設置	ブルーゾーンの設置は、雨天時にスリップ事故に繋がるおそれがあり、危険であるので不可。現在、周辺道路の改良工事が進行中であり、将来的に大型トラックの通行量が減少するなど、道路環境が変化する可能性がある。その後の状況を見て、対策を検討したい。
②	八幡町2丁目8付近	市道	染川橋観中室本線	「側道あり」などの表示、またはブルーゾーンの設置	ブルーゾーンの設置は、雨天時にスリップ事故に繋がるおそれがあり、危険であるので不可。脇道から本線へ出る際には、本線の外側線の手前で一旦停止し、安全を確認してから出るように生徒へ周知する。
③	八幡町2丁目10付近	市道	染川橋観中室本線	「側道あり」などの表示、またはブルーゾーンの設置	一時停止の「止まれ」の塗り直し及び標識を修繕する。交差点付近での一旦停止の徹底を生徒へ周知する。
④	茂西町3丁目8付近	市道	染川橋観中室本線	「側道あり」などの表示、またはブルーゾーンの設置	関係する自治会からの自治会要望提出後、カーブミラーの設置を検討する。
⑤	観音寺第一ポンプ場付近	県道	観音寺佐野線	一旦停止線の塗り直し	停止線を塗り直す。
⑥	西本町2丁目4-1付近	県道	丸亀詫間豊浜線	階段横に自転車が行き通れるスロープの設置(車いす利用者または介添者にとっても有益)	スロープについては、階段を下りた先の道が側道として利用されているため、緩やかな勾配を作ることができず、道路形状的に設置不可。路側帯を一列で走行するように周知する。
⑦	有明町3丁目41付近	市道	中新有明線	自動車(自動二輪・原付も含む)が侵入するのを禁止するための鉄柵の素材などの見直し	鉄柵は車両進入防止のためのものであり、素材の変更や撤去は不可。下り坂道では、ブレーキをかけて減速し、交差点では一旦停止をすることを生徒へ周知する。
⑧	有明町3丁目41付近	市道	中新有明線	ブルーゾーンの設置	幅員が狭いので、ブルーゾーンの設置不可。カーブミラーの角度調整済み。
⑨	室本町1129-3付近	市道	山下2号線	「側道あり」などの表示、またはブルーゾーンの設置	交通安全啓発標示(道路面)設置済み。交差点付近での一旦停止の徹底を生徒へ周知する。
⑩	室本町1128付近	苧扱川【河川管理道】		ガードレールの設置	川沿いの道は、川の管理のための「河川管理道」であり、河川管理上ガードレール等は必要としない。どうしても設置する場合は、市道として占有、設置、管理が必要。川沿いを通行する生徒に対して、注意喚起をする。